

◇利用にあたって

■ 調査の概要

1 調査の目的

2018 年漁業センサスは、我が国漁業の生産構造、就業構造並びに漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

2 調査期日

平成 30 年 11 月 1 日現在で実施。本調査は、5 年ごとに実施している。

3 調査の対象

漁業経営体調査

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 86 条第 1 項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（以下「沿海市区町村」という。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体並びにこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であって農林水産大臣が必要と認めるもの。

4 用語の解説

・漁業経営体

過去 1 年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。

ただし、過去 1 年間における漁業の海上作業従事日数が 30 日未満の個人経営体は除く。

・経営体階層

漁業経営体が「過去 1 年間に主として営んだ漁業種類」及び「過去 1 年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定している。

ア 初めに、過去 1 年間に主として営んだ漁業種類（販売金額 1 位の漁業種類）が大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。

イ アに該当しない経営体について、過去 1 年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により区分（使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力 1 トン未満から動力 3,000 トン以上の階層までの 16 経営体階層に区分。）。

・漁業就業者

満 15 歳以上で過去 1 年間に漁業の海上作業に年間 30 日以上従事した者をいう。

・第 1 種兼業

個人経営体（世帯）として、過去 1 年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。

・第 2 種兼業

個人経営体（世帯）として、過去 1 年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。

■ 利用上の注意

1 この統計表の数値は、農林水産省が公表している 2018 年漁業センサスのうち、海面漁業に係る統計の西条市分の一部です。

2 統計表中の記号は次のとおりです。

「－」：事実のないもの